

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成29年9月28日(2017.9.28)

【公開番号】特開2016-181587(P2016-181587A)

【公開日】平成28年10月13日(2016.10.13)

【年通号数】公開・登録公報2016-059

【出願番号】特願2015-60630(P2015-60630)

【国際特許分類】

H 05 K 9/00 (2006.01)

H 01 B 7/18 (2006.01)

H 01 B 7/20 (2006.01)

【F I】

H 05 K 9/00 L

H 01 B 7/18 D

H 01 B 7/20

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月21日(2017.8.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

また、例えば、接続部材3の第一シールド部材1側の周面の第一層を構成する金属と第一シールド部材を構成する金属との標準電極電位差が、第一層以外の部分である第二層を構成する金属と第一シールド部材を構成する金属との標準電極電位差よりも小さいことも考えられる。この場合、第一シールド部材1と接続部材3との間の腐食を抑制できる。なお、第一層を、メッキ層と称してもよい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0047

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0047】

また、本実施形態において、凹部21は、その深さが、第一シールド部材1の素線10の外径よりも小さい溝である。換言すれば、凸部22の深さが、第一シールド部材1の素線10の外径よりも小さい。この場合、接続部材3でかしめられる際に、凹部21に素線10全体がはまり、接続部材3で素線10が第二シールド部材2に押し付けられないといった状況を回避できる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0052

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0052】

そして、接続部材3がかしめられることで第一シールド部材1と第二シールド部材2とが接続される。ここでは、図4に示されるように、接続部材3がかしめられることで、接続部材3の内周面によって押された素線10は、引き伸ばされ、凸部22間の凹部21側

に押し込まれる。